

国立劇場キャンパスメンバーズ会員規約

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下、「当振興会」といいます。）は、当振興会が運営する国立劇場キャンパスメンバーズ（以下、「キャンパスメンバーズ」といいます。）について、以下のとおり会員規約（以下、「本規約」といいます。）を定めます。

第1条（定義）

- 1 本規約は、キャンパスメンバーズを利用する学校（以下、「会員校」といいます。）並びにそこに所属する学生及び教職員（以下、「会員」といいます。）並びに当振興会に適用されます。
- 2 会員校及び会員は、キャンパスメンバーズの利用に関し、本規約及びインターネットサービス利用規約を遵守するものとします。

第2条（本規約の変更）

当振興会は、会員校及び会員に対して事前の通知をすることなく本規約の全部又は一部を変更することがあります。変更後は、変更後の規約のみ有効とします。

第3条（入退会）

- 1 キャンパスメンバーズの入会を希望する学校は、当振興会に対して所定の申込手続きを行うものとします。
- 2 年会費は別表のとおりとします。
- 3 入会日は当振興会が年会費の入金を確認できた日の翌月1日とし、同日から会員校及び会員はキャンパスメンバーズの利用をできるものとします。
- 4 入会期間は入会日から次の3月末日までとします。
- 5 会員校は退会を希望する場合、すみやかに当振興会へ届け出るものとします。
- 6 年会費はいかなる場合でも返金できません。
- 7 当振興会及び会員校双方に異存のない場合は、有効期間を翌4月1日から1年間延長するものとします。

第4条（会員ID及びパスワードの管理）

- 1 当振興会は、各会員校へ会員ID及びパスワードを発行、通知を行います。
- 2 会員校及び会員は、会員ID及びパスワードの管理責任を負うものとします。会員ID及びパスワードの使用は、会員本人のみが利用できるものとします。
- 3 会員は、当振興会指定のウェブサイトから会員ID及びパスワードを用いて本サービスを利用することができます。
- 4 会員は、会員ID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任を負うものとします。当振興会は一切の責任を負いません。
- 5 会員校及び会員は、会員ID及びパスワードの流出や第三者の使用等を知った場合、直ちに当振興会にその旨を連絡するとともに、当振興会の指示に従うものとします。

第5条（チケットの販売）

- 1 キャンパスメンバーズの利用対象となる公演（以下、「対象公演」といいます。）は以下のとおりとします。
 - （1）国立劇場及び国立演芸場の主催公演
 - （2）国立能楽堂の定例公演及び普及公演
 - （3）その他、当振興会が指定する公演
- 2 会員に対する割引価格（以下、「キャンパスメンバーズ料金」といいます。）及びチケットの販売期間は、対象公演ごとに当振興会から会員校へ事前に通知します。
- 3 キャンパスメンバーズ料金でのチケットの販売は、当振興会が運営するインターネットチケット販売サイト（以下、「販売サイト」といいます。）によって行います。販売サイトの利用にあたっては、第4条に定める会員ID及びパスワード、会員の氏名及び電話番号の入力をもって、会員本人の利用であるとみなします。
- 4 当振興会は、対象公演のチケットを購入した会員に対し、同公演の入場時に、会員校の発行する学生証又は教職員証等身分証明書（以下、「身分証」といいます。）の提示を求める場合があります。身分証の提示がない場合、キャンパスメンバーズ料金と当振興会の定める入場料金の差額を徴収します。

第6条（チケットの販売終了）

販売期間中であっても売り切れた公演日時については販売を終了します。ただし、当振興会から席又は公演日時が追加された場合は販売を再開することがあります。

第7条（購入後の変更、キャンセル）

購入後の変更、キャンセル及び払戻し等は一切できません。

第8条（再発行）

チケットはいかなる場合（紛失、焼失、破損等）でも再発行はできません。

第9条（転売の禁止）

- 1 キャンパスメンバーズの利用により購入したチケットについて、営利目的の転売、インターネットオークション等への出品は禁止します。
- 2 前項に違反した場合、当振興会が自らの判断で購入済みのチケットを無効とすること又は入場を認めないことがあります。
- 3 第1項に違反した場合、当該会員校及び会員に対して、キャンパスメンバーズの利用を停止又は退会させることがあります。

第10条（対象公演の中止、払戻し）

- 1 不可抗力、その他当振興会の責めに帰すべき事由によらない対象公演の中止の場合、別のチケットとの交換又は払戻しはできません。
- 2 対象公演の中止又は内容変更に対して払戻しを行う場合、当振興会の定める期間に限り払戻しを行うものとし、期間を経過した場合には払戻しに応じられません。また、払戻しを行う金額はチケット代金のみとし、交通費及び宿泊費等のチケット代金以外については払戻しに応じられません。
- 3 その他、対象公演の中止又は内容変更に関連して発生した会員校及び会員又は第三者の損害について、当振興会は一切責任を負わないものとします。

第11条（キャンパスメンバーズ限定イベントの実施）

会員校を対象としたイベントを実施する際には、当振興会から会員校へ事前に通知します。

第12条（刊行物の提供）

当振興会が作成する刊行物について、随時、会員校に対して無料で提供します。

第13条（対象公演内容の周知協力）

会員校は、可能な限り、対象公演の内容についての会員に対する周知に協力するものとし、当振興会は対象公演の内容周知に必要なポスター等について、会員校へ事前に提供します。

第14条（管轄裁判所）

- 1 キャンパスメンバーズに関連して、会員校と当振興会との間で紛争が生じた場合には、双方誠意をもって協議の上解決するものとし、
- 2 協議をしても紛争を解決できない場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（附則）

本規約は令和元年4月1日より発効するものとし、

令和6年4月1日一部改正、同日施行

令和6年11月1日一部改正

令和7年4月1日より施行

（別表）

学生数	新規年会費 (年額)	新規年会費 (月割額)	継続年会費 (加入期間 2年以上)	継続年会費 (加入期間 4年以上)	継続年会費 (加入期間 6年以上)	継続年会費 (加入期間 8年以上)	継続年会費 (加入期間 10年以上)
500人未満	82,500円	7,700円	74,250円	70,125円	66,000円	61,875円	57,750円
500人以上 2,000人未満	110,000円	9,900円	99,000円	93,500円	88,000円	82,500円	77,000円
2,000人以上 3,000人未満	220,000円	18,700円	198,000円	187,000円	176,000円	165,000円	154,000円
3,000人以上 4,000人未満	330,000円	27,500円	297,000円	280,500円	264,000円	247,500円	231,000円
4,000人以上 5,000人未満	440,000円	37,400円	396,000円	374,000円	352,000円	330,000円	308,000円
5,000人以上 10,000人未満	550,000円	46,200円	495,000円	467,500円	440,000円	412,500円	385,000円
10,000人以上	880,000円	73,700円	792,000円	748,000円	704,000円	660,000円	616,000円

※金額は税込です。

※学生数は直近の文部科学省「学校基本調査」によります。

※4月1日からの入会の場合は、新規年会費（年額）の額を年会費の金額とします。

※年度途中での入会の場合は、（翌3月までの月数）×（新規年会費（月割額））の額を年会費の金額とします。

※入会日から継続加入日（翌4月1日）までの期間が24ヶ月以上の場合は、該当する加入期間に応じて継続年会費が適用されます。